

令和6年度 第5回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和6年度第5回農業委員会総会日程表

日 時 令和6年8月6日（火） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 四国中央市農業委員会傍聴規程の一部改正について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第8 議案第5号 農地台帳登載申請について
- 日程第9 議案第6号 非農地判断について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（15名）

3 森川雅之	4 石川光男	5 押条和司朗	6 尾崎之隆
7 池田忠志	8 篠永賢二	9 星川俊夫	10 河村久仁彦
12 眞鍋晴豊	13 鈴木博美	14 高橋藤信	16 村上佳清
17 寺尾悟志	18 則友祝幸	19 石川武将	

出席農地利用最適化推進委員（24名）

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 脇 純 樹 | 2 石 川 茂 | 3 山 下 宏 二 | 4 星 川 久 和 |
| 5 高 橋 忠 明 | 6 佐 藤 保 之 | 7 宇 高 勉 | 8 鎌 倉 静 夫 |
| 9 竹 本 正 行 | 10 喜 井 仁 志 | 11 村 上 紘 一 | 12 石 川 繁 |
| 13 紀 井 正 明 | 14 受 川 清 男 | 15 三 好 昇 | 17 鈴 木 一 郎 |
| 18 伊 藤 浩 一 | 19 萩 尾 博 | 20 高 橋 秀 典 | 21 越 智 寧 |
| 22 近 藤 良 啓 | 23 河 村 嘉 男 | 24 竹 内 正 篤 | 25 鈴 木 敏 也 |

欠席委員（3名）

- | | | |
|---------|----------|------------|
| 1 大西嘉一郎 | 11 坂 上 宏 | 15 鈴 木 和 治 |
|---------|----------|------------|

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

- 16 合 田 篤 夫

出席した職員

- | | | | | | |
|------|---------|-------|---------|-----|-----------|
| 事務局長 | 森 實 | 大 次 長 | 三 宅 栄 一 | 次 長 | 石 川 み ち る |
| 係 員 | 藤 田 兼 弥 | | | | |

第5回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和6年8月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、15名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第5回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 委員

11番 坂上 委員

15番 鈴木 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

16番 合田 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

18番 則友 委員、19番 石川 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「四国中央市農業委員会傍聴規程の一部改正」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。石川 次長

石川 それでは、報告第1号、「四国中央市農業委員会傍聴規程の一部改正」について、報告いたします。

「四国中央市農業委員会傍聴規程」の一部について、障害者差別解消法に規定される、障がい者を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止に抵触するおそれがある規定が存在していたことから、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第七条に準じ、一部改正を実施しましたので報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 日程第3、報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。石川 次長

石川 それでは、報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和6年6月28日解約。

以上、1件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 次長

石川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、贈与による所有権移転です。規模拡大のため申請

するもので、許可後は薩摩芋の栽培を予定しています。

番号2の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月3日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は水稻、里芋の栽培を予定しています。

番号3の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、受人は本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月19日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜や柑橘等の栽培を予定しています。

番号5の案件については、贈与による所有権移転です。規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。受人は周辺農地を耕作しており規模拡大のため申請されたもので、許可後は水稻、里芋、野菜の栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。受人は周辺農地を耕作しており規模拡大のため申請されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号8の案件については、売買による所有権移転です。

受人は本申請で新規に農地を取得する農地所有適格法人で、「昭和45年10月1日」に設立された、「四国中央市土居町入野」に事務所を置く法人です。

法人が農地を取得する場合には、農地所有適格法人の要件である、法人形態、事業内容、議決権、役員及び、農地法第3条の取得要件を満たしているかについて審議することとなります。

それでは、農地所有適格法人の要件の内容につきましてご説明いたします。

まず、法人形態ですが、受人は株式会社であり、株式の譲渡制限に関する規定で、「当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない」ということで非公開会社となっておりますので、要件を満たしております。

次に事業内容ですが、法人の主たる事業が、農業とその関連事業であることが要件となり、実績でも農業の売上高が全てを占めておりますので、要件を満たしております。

次に議決権ですが、法人の総議決権の過半は、農業関係者である必要があります。受人は議決権の発行株の合計が200株あり、そのうち168株を代表取締役が有していることから、農業関係者の議決権の割合が84%となりますので、要件を満たしております。

最後に役員ですが、役員の過半が農業の常時従事する構成員であること、その役員又は重要な使用人の1人以上が農作業に従事することとなっております。受人の会社の代表取締役と取締役が農業への年間従事日数が150日以上となっておりますので、要件を満たしております。

また、農地の権利を取得する要件である、その法人の業務を執行する役員又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち、1人以上が法人の農作業に従事すること、についても満たしております。

よって、農地所有適格法人の資格の要件及び権利取得の要件、すべてを満たしております。

なお、7月22日に農地の受け手としての要件を満たしているか否かを審査するため、会長、寺尾委員、則友委員、萩尾推進委員、竹内推進委員、鈴木敏也推進委員、事務局にて申請法人へヒアリングを実施しております。

許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。受人は周辺農地を耕作しており規模拡大のため申請されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月3日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は自宅から近く、農作業については、妻と共に地域の方から指導を受けられるそうで、農機具については、トラクターや管理機を所有しており、作物については、自家消費用の水稻や里芋の栽培を予定しております。

従事日数や周辺地域との連携、農業への意欲を感じとれましたので許可することは問題ないと思います。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月19日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は自宅と勤務地の隣で、農作業については、夫と共に地域の方や受人が運営している居宅介護サービスの利用者から指導を受けられるそうで、農

機具については、管理機や草刈り機を所有しており、作物については、自家消費用の野菜や柑橘等の栽培を予定しております。規模の拡大は考えていません。従事日数や周辺地域との連携、農業への意欲を感じとれましたましたので許可することは問題ないと思います。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 7月22日に、会長ほか5名でヒアリングを実施しました。申請法人は、現在、柑橘、玉ねぎ、葱の生産・販売を主に行っております。今後も経営安定を図るため規模拡大を考えており、柑橘や葱等の栽培に必要な土地を取得予定です。

許可後は、地域の取り決めを守り、協力をする旨も伺っており、周辺への農作業に支障はないものと思われまます。農業に対する意欲も感じられました。

また、事務局の説明で農地所有適格法人の要件を満たしておりますので問題ないと思います。

渡人が現在所有している農地についても十分管理されていますので、異議ありません。

議長 9番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号1については森川委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、森川委員の退席を求めます。

(森川 雅之 委員退席)

議長 議案第1号中、番号1、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号1は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 森川委員の入室を許可いたします。

(森川 雅之 委員入室・着席)

議長 森川委員に報告します。森川委員関連案件の番号1については、原案のとおり許可することに決しましたので、報告いたします。

議長 それでは、引き続き採決を行います。

議長 議案第1号中、番号1以外の案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第5、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、当初計画者が令和4年7月に仮設事務所、仮設駐

車場及び仮設資材置場建設として一時転用の許可を受け、事業計画に沿って工事を進めていましたが、余儀ない事由により、工事期間が変更となったため、申請地を借り受けての期間延長による事業計画変更です。なお、転用者及び事業目的は変更ありません。また、申請地は、一時的な転用であり、利用完了後は農地に復元するため、やむを得ないと思われます。

番号2の案件については、当初計画者が平成17年10月に事務所建設として農地転用の許可を受け、所有権を移転し、事業計画に沿って工事を進めようとしていたところ、事業の縮小等により転用目的が達成されないままでしたが、今回承継者が、申請地を譲り受け貸駐車場を建設したいとの要望があったため、貸駐車場用地として申請地を譲り渡すための事業計画変更です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。藤田 係員

藤田 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は8件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域で住宅地の要望が多いことから、受人所有地と申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は、現在自宅から離れた所有地に自家用車を駐車していますが、来客用駐車場もなく不便であったため、近隣の申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は土木工事業等を営む法人ですが、土砂置場が不足しており土地を探していたところ、受人が所有する資材置場の近隣に申請地が見つかったためそこを譲り受けての土砂置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は、近隣に居住している親と子を含めた自家用車の駐車に苦慮していたことや近隣住民からの要望もあり、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる

地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号5の案件について、受人は不動産賃貸業を営む法人ですが、住宅環境の整った同地域での住宅需要が高まっていることから、申請地を借り受けての賃貸共同住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街地化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号6の案件について、受人は運輸業を営む法人ですが、物流業界の法改正に伴い車両の滞留時間が増え従業員も増加し、いまだ駐車場不足が解消されていないため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号7の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域内で住宅建築の需要が高まっていることから、申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。番号8の案件について、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」番号2の関連案件で、受人は不動産業を営む法人ですが、関連会社の事業拡大に伴い申請地周辺で駐車場用地を必要としていることから、申請地を譲り受けての貸駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番
委員 異議ありません。
議長 2番
委員 異議ありません。
議長 3番
委員 異議ありません。
議長 4番
委員 異議ありません。
議長 5番
委員 異議ありません。
議長 6番
委員 異議ありません。
議長 7番
委員 異議ありません。
議長 8番
委員 異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議長 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 藤田 係員

藤 田 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、1年3か月間の使用貸借です。

番号3から5の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 番号3から5番の再設定について質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号5については、鈴木敏也委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木敏也委員の退席を求めます。

（鈴木 敏也 委員退席）

議 長 議案第4号中、番号5、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委

員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号5は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 鈴木委員の入室を許可いたします。

(鈴木 敏也 委員 入室・着席)

議長 鈴木委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号5については、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 議案第4号中、番号5番以外について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第8、議案第5号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第5号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。
番号1の案件について、農地台帳登載申請があり、7月18日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 7月18日に申請者と現地を確認しました。

申請地は以前、資材置場として使用されていましたが、農地に復元し、現在は野菜や果樹の栽培を行っています。農地としてきちんと管理されており、今後も継続して野菜等の栽培を続けることを確認できましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第9、議案第6号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第6号、「非農地判断」について、説明いたします。

番号1の案件について、申請者から現況が原野化していると申出があり、地元推進委員と現地確認を行いました。

今回「非農地」と判断された申出地については、所有者に「非農地通知」を発行することとなり、今後は農地法の適用の対象外となります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 7月12日に現地確認をおこないました。申出地は原野化しており、今後も農地に復元すること困難なため「非農地」と判断することに問題はありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、承認することに決しました。

議 長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」は申請者の建設予定地間に所在しており、所有地の有効利用のため「道」の用途を廃止し、払い下げを受け一体利用するもので、代替道を寄付する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号2の案件について、当該「道」と「水路」は申請者の建設予定地間に所在しており、所有地の有効利用のため「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け一体利用するもので、代替道、代替水路を寄付する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委員 8月5日に現地を確認しました。当該「道」は申請者の建設予定地の間に所在しており、一体利用するため払い下げを受け、代替の「道」を寄付する予定です。当該「道」の下には、地元水利組合が取水のために利用している設備が埋設されておりますが、地元水利組合へ確認したところ、付け替えの道に沿って取水用のパイプが設置されるということでした。地元土地改良区の同意も得られているため、用途廃止することは問題ないと思われま

議長 番号2について、質疑はありますか。

委員 8月5日に現地を確認しました。当該「道」と「水路」は申請者の建設予定地の間に所在しており、一体利用するため払い下げを受け、代替の「道」と「水路」を寄付する予定です。地元自治会において建設についての説明会も開かれ、地元土地改良区の同意も得られているため、用途廃止することは問題ないと思われま

議長 ほかに、質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第11、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議案といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」

について、説明いたします。

番号1について、申出者は近年、高付加価値を帯びた軟包装資材の加工分野に力を入れており、昨年、加工場を増設し社員駐車場を増やしましたが駐車場不足の解消には至らず、申出者所有地内での駐車場確保は、頻繁に出入りする大型トラックの運行に支障が出るため難しい状況です。そこで、新たに土地を取得しようと複数の土地を検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等が

ありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第5回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:24)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋藤信

委 員 副長祝幸

委 員 石川武将